

松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市職員の給与に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第 36 条の 4 略 2 略 3 第 32 条(第 1 項第 3 号を除く。)の規定は、条例第 16 条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額(<u>第 37 条第 1 項</u>において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第 32 条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第 1 号及び第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第 2 号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。 第 37 条 <u>条例第 16 条第 7 項の市長が規則で定める通勤手当は、1 月当たりの運賃等相当額等(第 35 条第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第 16 条第 2 項第 2 号に定める額(第 35 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。)、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、</u>	第 36 条の 4 略 2 略 3 第 32 条(第 1 項第 3 号を除く。)の規定は、条例第 16 条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額(<u>第 37 条第 3 項</u>において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第 32 条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第 1 号及び第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第 2 号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。 第 37 条 <u>通勤手当は、支給単位期間(第 3 項に規定する通勤手当に係るものを除く。)</u>又は同項に定める期間(以下この条、第 39 条第 2 項第 2 号及び第 42 条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第 2 条第 1 項に規定する給料の支給定日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第 27 条の規定

その合計額)及び条例第 16 条第 5 項第 1 号に定める額の合計額(第 39 条第 2 項において「1 月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が 15 万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第 16 条第 7 項の市長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

- 2 条例第 16 条第 7 項の市長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第 16 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った日とその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日とその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合(次条第 2 項第 2 号又は第 3 号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。)

- 3 条例第 16 条第 7 項の市長が規則で定める日は、給料の支給定日とする。

- 4 条例第 16 条第 7 項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給

による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前に離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が松江市の休日を定める条例(平成 17 年松江市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する松江市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い松江市の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

- 3 条例第 16 条第 7 項の規則で定める通勤手当は、1 月当たりの運賃等相当額等(第 35

日」という。)までに第 27 条第 1 項の規定
による届出に係る事実が確認できない等の
ため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に
支給することができないときは、当該支給
日後に支給することができるもの

_____とす
る。

5 支給単位期間(第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が松江市の休日を定める条例(平成17年松江市条例第2号)第1条第1項に規定する松江市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い松江市の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第 38 条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第 16 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月 _____ から開始し、通勤手当を

条第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第 16 条第 2 項第 2 号に定める額（第 35 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び条例第 16 条第 5 項第 1 号に定める額の合計額（第 39 条第 2 項において「1 月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 15 万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第 16 条第 7 項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第 38 条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第 16 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を

支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 27 条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月 _____ から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月

_____ から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合(第 3 号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第 27 条第 1 項の規定による届出が、当該事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の

支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 27 条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月 の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第39条 条例第16条第8項の規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第16条第8項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第39条 条例第16条第8項の規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係る_____

_____ものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第16条第8項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等(同号の改定後に1月当たりの通

勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等(同号の改定後に 1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第 2 号に掲げる事由が生じ、前条第 2 項第 1 号又は第 3 号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事

由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

(2) 略

第41条 略

2 月の中途において休職等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月
_____から開始する。

様式第5号 別紙のとおり

(2) 略

第41条 略

2 月の中途において休職等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)

_____には、支給単位期間は、その後復職し、又は_____職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

様式第5号 別紙のとおり

<改正後>

様式第5号(第27条関係)

通 勤 届

年 月 日 提出

任命権者		様	職員番号		氏 名					
住 所										
勤務公署(学校)名					所在地					
松江市職員の給与に関する条例施行規則第27条の規定により通勤の実情を届け出ます。										
主な届出の理由(該当する□にレ印を付する)										
□新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更)					□住居の変更					
□通勤経路、方法又は駐車場等の変更等					□運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更					
□その他 ()										
上記事実の発生日 年 月 日										
順路	通勤方法 の 別	区 間		乗車券等 の種類	左欄の 乗車券等 の額(円)	駐車場等 の料金	駐車場等の 利用形態	備考		
1-1		住居 から () 経由	まで							
		から () 経由	まで							
		から () 経由	まで							
		から () 経由	まで							
		から () 経由	まで							
交通用具利用者のうち □週に半分程度交通機関を利用 □週に1回程度交通機関を利用 (該当する場合、□にレ印を付する)										
6月以外の定期券・交通系ICカード・回数券利用者は記入										
1 定期券(6月)を利用できない理由(主に交通機関利用の場合のみ)										
2 交通系 IC カード・回数券の利用方法 1枚 円 月平均 ()枚又は()月に1枚 購入										
【記入上の注意】 (1)「順路」欄には、通勤方法が1種類の場合は1-1、1-2などとし、複数の場合は1-1、2-1などと記入する。 (2)「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩・自転車・バス(市営・一畑)・JR・一畑電車・船等の別を記入する。 (3)「乗車券等の種類」欄には、定期(6月)、交通系 IC カード、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 (4)「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、乗車区間のバス運賃額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 (5)「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額(駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額)を記入する。 (6)「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い(○箇月)、1回払い、回数券(○枚綴り○円)等の別を記入する。 (7)往路と復路が異なる場合は、「備考」欄に「往路・復路」及びその理由を記入し、「順路」欄を1-1、2-1などとして記入する。 (8)規則第29条の規定に基づき、通勤距離2km未満の場合で交通機関、又は自動車等を使用するときは、理由を「備考」欄に記入する。										
人事課使用欄										
受 付		決 裁		単位 期間	月	始期	年 月	開始 改定	備考	
年 月 日		年 月 日								
交通用具認定距離 km				課 長		係 長		担 任		
通勤手当支給額 円										

裏面に続く

通勤経路の略図(経路朱線)

※自宅の位置を確認できるよう、自宅周辺図及び経路図を記入すること。別紙により地図を添付してもよい。

【通勤手当に関する留意事項】

- 1 徒歩によって通勤するとした場合の通勤距離が片道2km未満の職員に対しては支給しない。ただし、交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であるとして規則第29条に定める職員は除く。
- 2 片道の通勤距離に関わらず、徒歩を主な通勤手段とする職員に対しては支給しない。
- 3 徒歩により通勤するとした場合の通勤距離、交通用具を使用する場合の通勤距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。
- 4 交通用具又は交通機関を利用して通勤する職員に対し、主に使用する通勤手段として通勤届にて申請したものについて支給する。ただし、交通用具を利用して通勤する職員のうち、公共交通利用促進の観点から、週の半分又は週に1回程度交通機関を併用する者に対しては複数の手段で通勤する者として支給する。
- 5 交通機関を利用してその運賃を負担する職員に対しては6月定期券の額、交通用具を利用する職員に対しては距離区分に応じて規則で定める額を基準として支給する。
- 6 支給額は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 7 通勤手当の支給は、職員が新たに支給要件を具備した場合はその日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は属する月)から開始し、支給されている職員が離職又は死亡した場合はその日、支給要件を欠いた場合はその事実の生じた日の属する月をもって終了する。ただし、支給の開始については、事実の生じた日から15日を経過して届出がなされた場合は届出を受理した日の属する月の翌月から支給額を改定する。
- 8 通勤手当を受けている職員に額を変更すべき事実が生じた場合はその事実の生じた日の翌月(その日が月の初日の場合は属する月)から支給額を改定する。ただし、手当額が増額となる場合は7のただし書きを適用する。
- 9 交通機関を利用して通勤する場合、定期券の更新又は交通系 IC カードへのチャージを行った際は、更新後の定期券又は領収書の写しを人事課に提出すること。

<改正前>

様式第5号(第27条関係)

通 勤 届

年 月 日 提出

任命権者様		職員番号		氏 名						
住 所										
勤務公署(学校)名				所在地						
松江市職員の給与に関する条例施行規則第27条の規定により通勤の実情を届け出ます。										
主な届出の理由(該当する□に レ 印を付する)										
☐ 新規(☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更)				☐ 住居の変更						
☐ 通勤経路又は方法の変更				☐ 運賃等の負担額の変更						
☐ その他 ()										
上記事実の発生日 年 月 日										
順路	通勤方法 の別	区 間			乗車券等 の種類	左欄の 乗車券等 の額(円)	備考			
1-1		住 居 から() 経由 まで								
		から() 経由 まで								
		から() 経由 まで								
		から() 経由 まで								
		から() 経由 まで								
交通用具利用者のうち ☐ 週に半分程度交通機関を利用 ☐ 週に1回程度交通機関を利用 (該当する場合、□に レ 印を付する)										
6月以外の定期券・バスカード・回数券利用者は記入										
1 定期券(6月)を利用できない理由(主に交通機関利用の場合のみ)										
2 バスカード・回数券の利用方法 1枚 円 月平均 ()枚又は()月に1枚 購入										
【記入上の注意】										
(1)「順路」欄には、通勤方法が1種類の場合は1-1、1-2などとし、複数の場合は1-1、2-1などと記入する。										
(2)「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩・自転車・バス(市営・一畑)・JR・一畑電車・船等の別を記入する。										
(3)「乗車券等の種類」欄には、定期(6月)、バスカード、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。										
(4)「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、乗車区間のバス運賃額、10枚綴回数券の額等乗車券等に 応ずる額を記入する。										
(5)往路と復路が異なる場合は、「備考」欄に「往路・復路」及びその理由を記入し、「順路」欄を1-1、2-1な どとして記入する。										
(6)規則第29条の規定に基づき、通勤距離2km未満の場合で交通機関、又は自動車等を使用するときは、理由 を「備考」欄に記入する。										
人事課使用欄										
受 付		決 裁		単位 期間	月	始期	年 月 開始 改定	備考		
年 月 日		年 月 日								
交通用具認定距離 km				課 長		係 長			担 任	
通勤手当支給額 円										

裏面に続く

通勤経路の略図(経路朱線)

※自宅の位置を確認できるよう、自宅周辺図及び経路図を記入すること。別紙により地図を添付してもよい。

【通勤手当に関する留意事項】

- 1 徒歩によって通勤するとした場合の通勤距離が片道2km未満の職員に対しては支給しない。ただし、交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であるとして規則第29条に定める職員は除く。
- 2 片道の通勤距離に関わらず、徒歩を主な通勤手段とする職員に対しては支給しない。
- 3 徒歩により通勤するとした場合の通勤距離、交通用具を使用する場合の通勤距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。
- 4 交通用具又は交通機関を利用して通勤する職員に対し、主に使用する通勤手段として通勤届にて申請したものについて支給する。ただし、交通用具を利用して通勤する職員のうち、公共交通利用促進の観点から、週の半分又は週に1回程度交通機関を併用する者に対しては複数の手段で通勤する者として支給する。
- 5 交通機関を利用してその運賃を負担する職員に対しては6月定期券の額、交通用具を利用する職員に対しては距離区分に応じて規則で定める額を基準として支給する。
- 6 支給額は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 7 通勤手当の支給は、職員が新たに支給要件を具備した場合はその日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は属する月)から開始し、支給されている職員が離職又は死亡した場合はその日、支給要件を欠いた場合はその事実の生じた日の属する月をもって終了する。ただし、支給の開始については、事実の生じた日から15日を経過して届出がなされた場合は届出を受理した日の属する月の翌月から支給額を改定する。
- 8 通勤手当を受けている職員に額を変更すべき事実が生じた場合はその事実の生じた日の翌月(その日が月の初日の場合は属する月)から支給額を改定する。ただし、手当額が増額となる場合は7のただし書きを適用する。
- 9 交通機関を利用して通勤する場合、定期券、バースト等を更新した際は更新後の定期券等の写しを人事課に提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
(支給単位期間等の開始に関する経過措置)
- 2 令和 8 年 9 月 2 日から同月 30 日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに条例第 16 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の第 41 条第 2 項に規定する場合（同条第 3 項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の第 37 条第 5 項に規定する支給単位期間等は、同年 10 月から開始するものとする。